

1人の首切りも許さない

N関労 2008.8 号外

NTT関連労働組合協議会

東京都千代田区岩本町2-17-4 米澤ビル1階 労働運動センター
TEL (03) 5820-2070 FAX (03) 5820-2080
E-mail info@n-kanrou.com http://www.n-kanrou.com

発行責任者: 江尻 昭正 編集責任者: 平野 良成

健康保険組合「組合会議員」「代議員」選挙 厚生年金基金

健康保険料値上げ 300円 反対

NTT健康保険組合は、保険料を月三万円、年間三十六万六千円の値上げを、会社「会議員」とNTT労組「会議員」で合意。9月分保険料(10月から徴収)から値上げされます。
企業年金を強引に減額した時と同様に、「財政赤字」をその根拠にし、「後期高齢者医療制度の導入に伴い、更に赤字幅が増大する」からというのです。

株主配当を2千円増の1万1千円に、自社株買いは2千億円にと倍増するなど、NTTは莫大な利益をあげている一方、労働者は8年連続実質賃金は低下、生活に密着した物価値上げで痛めつけられた上、保険料の労働者への転嫁！こんなことを許せません。
健保組合選挙では、保険料の値上げに反対する武田清春さんを推薦します。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

N関労は推薦します



武田清春さん

N関労は、「会社負担による保険料軽減を」と主張し、立候補する武田清春さん(通信労組書記長)を推薦します。

武田清春さんの公約・要求は次の通りです。

民主的でガラス張りの運営を求めます。
保険料の値上げ、給付の引き下げに反対します。
後期高齢者医療制度に反対し、基礎年金の国庫負担分の増額を要求します。
年金給付に賃金引き上げに伴うスライド制を

求めます。
非正規雇用労働者を正規雇用に、安定した運営を会社責任で保障させます。
健康保険料は労働者3割、会社7割負担を求めます。(現行折半)
介護保険の保険料、特定保険料は会社負担を求めます。

医療費負担の上限は、月5000円に引き下げを求めます。
選挙での無法行為を改めさせます。
健保・基金の実態にあった議員の増員など規約改正を求めます。
企業年金基金の給付引き下げを許しません。

投票 9月1日~15日(必着) 9月13日まで投函しましょう



選挙

健康保険組合
「組合会議員」

NTT

郵便による投票です

選挙「及び厚生年金基金」「代議員選挙」は、8月21日に公示され、全国一選挙区で、選挙で選出される互選議員の定数は11名となっています。

投票用紙

9月1日(月) ~ 8日(月) 午後5時交付締め切り。

各職場の投票用紙交付者(直属上長等)に申請、交付を受けて下さい。
互選議員分等、計2枚

投票用紙への記入

それぞれの投票用紙に、自ら議員立候補者一名の氏名を記入してください。
両選挙とも「武田清春」と記入願います。

投票期間

9月1日(月) ~ 15日(月)

投票方法は郵便による投票のみで、日程にゆとりをもってポストへ投函して下さい。

9月15日午後5時までに選挙長に到着したものををもって受付を締め切り。
遅くとも9月13日(金)までに投票(ポストへの投函)を行うようお願いいたします。

企業年金減額訴訟 NTT二審も敗訴

企業年金減額、東京高裁も認めず

NTT企業年金を巡り、退職者への給付を減額する規約変更を厚生労働省が承認しなかったのは不当として、グループ67社が不承認処分を取り消しを求めた訴訟で、東京高裁は7月9日、請求を棄却した1審・東京地裁判決（昨年10月）を支持し、NTT側の控訴を棄却した。宮崎公男裁判長は、「当期利益を計上し続けており、減額がやむを得ないほど経営状況は悪化していない」と指摘した。NTTは7月22日、最高裁へ上告した。

裁判所もあきれられるNTTの独善的主張

弁護士 加藤晋介

控訴審判決の内容

控訴審判決は、原判決に加えて以下の点を判断した。

(1)NTT側が、確定給付企業年金の終了についても、各企業が任意に設ける私的「企業年金」と同様の手続きで変更減額を認めよう主張するのに対し、裁判所は確定給付企業年金は法律で定められ、税法上の優遇措置も受けており、同様に解することは出来ないとしてNTT側の主張を一蹴した。

(2)そして、確定給付企業年金について、NTT側は、手続要件「さえ充たしていれば、私的企業年金同様、必要性・相当性・合理性」があれば変更できるのだと主張したが、裁判所は確定給付企業年金については、受給権者の保護の観点から、法令や規則で「手続要件」のみならず、「理由要件」を設けてい

るのであり、同様に扱えないとして、「どこでもNTT側の法令・規則を全く無視する主張を一蹴した。

(3)そして、なおも私的「企業年金」同様、「手続要件」を充たした以上、「必要性・相当性・合理性」を検討せよと独善的な主張を執拗に繰り返すNTT側に対し、裁判所は、規則が理由要件と「手続要件」とを書き分けている以上、そのような解釈は到底採用することができないとして、NTT側の主張を一顧だにせず、採用できないとした。

(4)また、NTT側が、毎年株主への配当は続けながらも、なお年金給付を減額をしようとする「ことにはやむを得ない理由がある」と強弁したのに対し、裁判所は、「このようなNTT側の

主張は、詰まるどころか、企業の経営努力によって計上された利益を配当に当てる事を、年金受給者よりも優先すべきである」と言う主張であり、到底認め難いとした。

(5)しかも、NTT側は、給付利率の減額幅を0.1パーセント下

げるとも、5パーセント下げの場合でも、また「手続要件」が100パーセント充たされた場合でも、法定要件の3分の2ギリギリの場合であっても、年金減額の理由要件として常に年金制度の維持が困難になるほどの著しい経営状況の悪化」を求めることとなる点で原判決は不当であるなど、原判決を論難したが、裁判所は、少数者とは言え反対者がいる以上、年金減額を認めるにはそれなりの厳しい理由要件が認められるべきは当然で、自らの目的達成のためにはまるで「タダをこねる子供」の如く屁理屈をこねるNTT側の主張を、「どこでも一蹴した。

(6)また、NTT側は「収益構造、市場構造の変化等経営環境の

変化を折り込んで経営状況の悪化」を判断すべきだと主張したが、裁判所は、それでもなお平成19年度も400億円以上の当期利益を計上し、株主への配当を続けるNTTグループが、年金受給権者への年金給付のみを切り下げようとするのは、年金受給権者との契約を無視し、計上された利益を配当に当てる事を最優先すべきである」といつ、非常識な主張であるとして、一蹴した。

(7)さらに、NTT側は企業実績を無視した予定利率の予想をなし、これを裁判所に「所与の事実」として受け容れようとするが、これは裁判所として客観証拠を無視せよと言うに等しく、到底採り得ない主張であるとした。

(8)翌日の新聞によれば、NTTは上告を検討しているそうであるが、これ以上裁判を継続するならば、裁判所において裁判所もあきれられる荒唐無稽の法的主張を繰り返して、高額の弁護士費用を支払うものとして、この訴訟継続に賛同し、弁護士費用並びに訴訟費用の支出に賛同した取締役らに対し、株主代表訴訟を提起し、さらには来年の株主総会において責任追及をすることを明らかにすべきであろう。

NTTの常識は世間の非常識

然と、弱者を平然と踏みこじり、これを、あたかも当然であるかの如くに国にまで求めるのが、現在のNTT経営者の常識である。我々は、新自由主義の身勝手な哲学が、ここまでNTTを蝕み、そして最大の労働組合NTT労組さえも、これに抵抗せず受け容れていることを憂慮せずにはいられないだろう。

ける場合も、5パーセント下げの場合でも、また「手続要件」が100パーセント充たされた場合でも、法定要件の3分の2ギリギリの場合であっても、年金減額の理由要件として常に年金制度の維持が困難になるほどの著しい経営状況の悪化」を求めることとなる点で原判決は不当であるなど、原判決を論難したが、裁判所は、少数者とは言え反対者がいる以上、年金減額を認めるにはそれなりの厳しい理由要件が認められるべきは当然で、自らの目的達成のためにはまるで「タダをこねる子供」の如く屁理屈をこねるNTT側の主張を、「どこでも一蹴した。

(6)また、NTT側は「収益構造、市場構造の変化等経営環境の